

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年6月26日
【会社名】 積水化学工業株式会社
【英訳名】 Sekisui Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 根岸 修史
【本店の所在の場所】 大阪市北区西天満二丁目4番4号
【電話番号】 06 6365 4105
【事務連絡者氏名】 経営管理部長 長沼 守俊
【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門二丁目3番17号
【電話番号】 03 5521 0521
【事務連絡者氏名】 CSR部人事グループ長 佐藤 隆士
【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 496,370,000円

- (注) 1. 本募集は平成25年6月26日開催の当社第91回定時株主総会の決議及び当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの目的で新株予約権を発行するためのものです。
2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとしたします。また、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年6月21日時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(1,013円)を基礎として算出した見込額であります。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

積水化学工業株式会社東京本社
(東京都港区虎ノ門二丁目3番17号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、株主等の縦覧の便宜のために備えるものがあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	490個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年8月1日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	積水化学工業株式会社 大阪本社 CSR部人事グループ
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成25年8月1日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権については、平成25年6月26日開催の当社定時株主総会の決議及び当社取締役会においてその発行の決議をしております。

2. 申込みの方法

申込期間に新株予約権付与契約の締結をもって、新株予約権の申込みとします。

3. 新株予約権の募集は、ストックオプションの目的をもって行うものであり、当社子会社の代表取締役および一部取締役ならびに幹部従業員、当社持分法適用会社のうち当社の議決権所有割合が35%超50%未満の4社の代表取締役に対して行うものであります。

4. 本募集の対象となる者の人数及び内訳は、以下のとおりであります。

付与対象者	人数(名)	計(個)
当社子会社代表取締役	28	140
当社子会社取締役	45	225
当社子会社従業員	21	105
当社関連会社代表取締役	4	20
合計	98	490

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	490,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	未定 (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	496,370,000円 (注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 未定 (注) 2 資本組入額 未定 (注) 4
新株予約権の行使期間	平成27年7月1日から平成30年6月30日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	受付場所 積水化学工業株式会社 大阪本社 CSR部人事グループ 取次場所 該当事項はありません。 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 大阪営業部
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、行使時においても当社または当社関係会社の取締役・執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役・執行役員を任期満了により退任した場合、または従業員を定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。 新株予約権の質入、その他一切の処分は認めません。 その他の行使の条件は、平成25年6月26日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を必要とします。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分（新株予約権の行使により新株を発行する場合を含まない）する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、新株予約権の割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、平成25年6月21日時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（1,013円）を基礎として算出した見込額である。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しないものとします。

6. 新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権行使の効力は、本新株予約権行使請求に要する書類が行使請求の受付場所に到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の金額が行使請求の払込取扱場所に払い込まれたときに生じるものとし、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式は、当該本新株予約権を行使する者が予め当社の指定する金融商品取引業者に開設した当該新株予約権者名義の口座に記録されることにより交付されます。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
496,370,000	1,000,000	495,370,000

(注) 1. 「払込金額の総額」は新株予約権の行使による払込金額の総額であり、平成25年6月21日時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（1,013円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 「発行諸費用の概算額」には消費税等は含まれておりません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、当社の関係会社の取締役及び従業員に対し、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、株主利益の向上を図ることを目的にストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであり、資金調達を目的としたものではありません。

また、資金の払込みは、新株予約権を付与された者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

したがって、手取金は、運転資金あるいは設備資金に充当する予定ではありますが、具体的な金額については、払込みがなされた時点の資金繰り状況に応じて決定いたします。

第 2 【売出要項】

該当事項はありません。

第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第 4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第91期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)
平成25年6月26日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年6月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年6月26日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年6月26日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年6月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書(第91期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成25年6月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、参照書類である有価証券報告書(第91期)に記載された将来に関する事項について、本有価証券届出書提出日(平成25年6月26日)現在において、当該事項の判断に変更はありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

積水化学工業株式会社大阪本社
(大阪市北区西天満二丁目4番4号)

積水化学工業株式会社東京本社
(東京都港区虎ノ門二丁目3番17号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、株主等の縦覧の便宜のために備えるものであります。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。